



在留資格の取消について

Q 就労ビザで日本に在留していますが、年末で退職することになりました。3か月以内に転職先が決まらないと在留資格が取り消しになると聞きましたが本当ですか？

A 法務大臣が在留資格を取り消すことができる場合は、大きく分けて次の3種類の場合があります。

① 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合… 上陸の申請や在留期間の更新の申請の際に、偽変造された文書や資料を提出したり、申請書に偽りの記載をしたり、偽りの申立てをすること等によって、許可を受けた場合が当たります。

② 本来の在留資格に基づく活動を継続して一定期間行っていない場合… 次の場合が当たります。ただし、活動を行わないことについて正当な理由がある場合は、在留資格取消の対象とはなりません。

I 入管法別表第一の在留資格（技術、技能、人文知識・国際業務、留学、家族滞在等）をもって在留している外国人が、その在留資格に基づく本来の活動を継続して3か月以上行っていない場合

II 「日本人の配偶者等」（日本人の子及び特別養子を除く。）又は「永住者の配偶者等」（永住者等の子として本邦で出生した者を除く。）の在留資格をもって在留している外国人が、その配偶者としての活動を継続して6か月以上行っていない場合

③ 中長期在留者が住居地の届出を行わない場合又は虚偽の届出をした場合

質問のケースは②に該当する可能性があります。入管法別表第一の在留資格（技術、技能、留学等）をもって日本に在留している外国人が、その在留資格に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合でも、その活動を行わないで在留していることについて「正当な理由」があるときは、在留資格の取消の対象とはならないとされています。「正当な理由」の有無については、個別具体的に判断することとなりますが、例えば、稼働先を退職後、再就職先を探すために会社訪問をするなど具体的な就職活動を行っていると思われる場合については、「正当な理由」があるものとして在留資格の取消の対象とはならないと考えられます。

在留資格の取消しをしようとする場合には、あらかじめ在留資格の取消の対象となる外国人の方から、入国審査官が意見を聴取することとなっており、当該外国人は、意見の聴取に当たって、意見を述べ、証拠を提出し、又は資料の閲覧を求めることができます。もちろん、3か月以内に転職することが望ましいですが、できない場合も即、取り消しというわけではありませんので、きちんと就職活動を行うことが重要です。ハローワークへの求職登録は行うなどし、積極的な就職活動を継続しましょう。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-6-2 メゾン・ド 小金井 301（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>